

やすらぎクラブ長岡京補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、老人福祉の増進を図るため、やすらぎクラブ長岡京（以下「やすらぎクラブ」という。）が行う活動及び運営に要する経費に対し、予算の範囲内においてやすらぎクラブ長岡京補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、やすらぎクラブとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、別表1に定めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、やすらぎクラブの活動及び運営に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、別表2に定める補助金交付対象別補助金算定基準による補助額の合計とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第6条 やすらぎクラブは、補助金の交付を受けようとするときは、やすらぎクラブ長岡京補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 活動計画書（別紙様式＝1）
- (3) 事業にかかる経費支出予定書（別紙様式＝2）
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、やすらぎクラブ長岡京補助金交付決定通知書（別記様式第2号）によりやすらぎクラブに通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するため、次の条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、この要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがある。

(4) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(5) その他市長が必要と認めること。

(事業の遂行)

第8条 やすらぎクラブは、補助金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(変更申請)

第9条 すでに交付決定を受けた事業を変更し、又は当該事業を取りやめたときは、やすらぎクラブは、やすらぎクラブ長岡京補助金交付変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 第6条に定める交付申請時には予測できなかった新たな特別事業が生じたときは、やすらぎクラブは、やすらぎクラブ長岡京補助金交付変更（追加）申請書（別記様式第4号）を市長に提出することができる。

3 市長は、前2項の交付変更申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査を行い、その内容が適当と認めるときは、やすらぎクラブ長岡京補助金交付変更（追加）決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(事業終了報告)

第10条 やすらぎクラブは、補助事業完了後、やすらぎクラブ長岡京補助事業終了報告書（別記様式第6号）に次の書類を添えて、10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 活動内容報告書（別紙様式＝3）

(3) 事業にかかる経費支出書（別紙様式＝4）

(4) 収支決算書

(5) その他市長が必要と認めた書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地検査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、やすらぎクラブ長岡京補助金確定通知書（別記様式第7号）により、やすらぎクラブに通知するものとする。

(請求及び交付)

第12条 前条の規定による確定通知を受けたやすらぎクラブは、やすらぎクラブ長岡京補助金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出するものとする。

(交付の特例)

第13条 市長は、前条の規定にかかわらず、特に必要と認めるときはその事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 やすらぎクラブは、補助金の概算交付を受けようとする場合には、やすらぎクラブ長岡京補助金概算交付請求書（別記様式第9号）に第7条の交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付取消等）

第14条 やすらぎクラブが次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定もしくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第13条の規定により補助金の交付を受けた場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、やすらぎクラブに対して、その差額を返還させることができる。

（延滞金）

第16条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、やすらぎクラブに対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

（財産処分の制限）

第17条 やすらぎクラブは、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が定める期間を経過した後はその限りでない。

- (1) 不動産及び備品
- (2) その他市長が定めるもの

（経理）

第18条 やすらぎクラブは、収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

補助金交付対象一覧表

区 分	対 象 経 費 ・ 事 業 等
(1) 一般運営分	やすらぎクラブの運営に当たって必要な一般的経費を対象とする。
(2) 事務局運営費	やすらぎクラブ事務局の設置、運営に必要な人件費、一般運営分に含まれない特別な経費 ① 臨時職員賃金 ② 電話、ファックス通話料 ③ 特別事業に含まれない郵送料 ④ その他必要と認められるもの
(3) 義務的負担金	① 乙訓老人クラブ連絡協議会負担金 ② 京都府老人クラブ連合会負担金 ③ その他必要と認められるもの
(4) 特別事業分	特に指定（事前協議）した事業で、老人クラブの活性化、社会的事業を目的としたもの ① 活動別リーダーの育成事業 ② 女性役員・リーダーの育成事業 ③ 外部指導者等招聘促進事業 ④ 他世代との交流促進事業 ⑤ 会員以外の参加促進事業 ⑥ 広報・加入促進事業 ⑦ 情報提供・相談活動 ⑧ 地域的モデル的活動促進事業 ⑨ その他特に必要と認められる活動

別表 2

補助金交付対象別補助額

区 分	補助金算定基準	備 考
(1) 一般運営分	①基準額 194,000 円 ②加算額 72 円×(4月1日現在の加入人数)	
(2) 事務局運営費	①臨時職員賃金 市予算に定める額	
	②事務用備品購入費 契約額	
	③電話通信料 市予算に定める額 ④郵送料 市予算に定める額 ⑤その他必要なもの 市予算に定める額	
(3) 義務的負担金	市予算に定める額	
(4) 特別事業分	事業実施協議に基づく市予算に定める額	

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

やすらぎクラブ長岡京補助金交付申請書

やすらぎクラブ長岡京補助金の交付を受けたいので、やすらぎクラブ長岡京補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 活動計画書（別紙様式＝1）
- (3) 事業にかかる経費支出予定書（別紙様式＝2）
- (4) 収支予算書

別紙様式= 1

年度 活動計画書

事業の名称	
事業の目的	
事業の概要	
事業の実施時期	
事業の実施場所	

(注1) この計画書は、別表1の区分中、「事務局運営費」及び「特別事業分」について記入するものです。なお、「特別事業分」については、それぞれの事業につき別葉としてください。

(注2) この計画書にかかる経費については、別紙様式=2の事業にかかる経費支出予定書を併せて提出してください。

別紙様式＝ 2

事業にかかる経費支出予定書

事業の名称			
実施期間			
所要額	区 分	対象経費支出額	積算内訳
	経費の項目別記入		
合 計			

(注) 必要に応じて見積書を添付してください。

別記様式第2号（第7条関係）

長岡京市指令福高第 号
年 月 日

やすらぎクラブ長岡京
会長 様

長岡京市長

やすらぎクラブ長岡京補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、やすらぎクラブ長岡京補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

- 1 補助見込額 金 円
- 2 補助条件
 - (1) この補助金は、やすらぎクラブ長岡京補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがある。
 - (4) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及びやすらぎクラブ長岡京補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (5) その他市長が必要と認めること。

別 紙

補助金交付内訳書

(単位：円)

区 分	内 容	交付決定額内訳	備 考
(1)一般運営費	一般経費・基本額・加算額		
(2)事務局運営費	臨時職員賃金等		
(3)義務的負担金	負担金		
小 計			
(4)特別事業費	①女性役員・リーダーの育成		
	②他世代交流促進		
	③広報・加入促進		
	④		
合 計			

別記様式第3号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

やすらぎクラブ長岡京
会長

やすらぎクラブ長岡京補助金交付変更申請書

上記のことについて、別紙のとおり事業計画を変更しますので、やすらぎクラブ長岡京補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

交付決定額	金	円
変更申請額	金	円

※ 添付書類

- （1）変更前・後分活動計画書（別紙様式＝1）
- （2）変更前・後分事業にかかる経費支出予定書（別紙様式＝2）
- （3）変更後収支予算書

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

やすらぎクラブ長岡京
会長

やすらぎクラブ長岡京補助金交付変更（追加）申請書

上記のことについて、別紙のとおり事業計画を変更（追加）しますので、やすらぎクラブ長岡京補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

交付決定額	金	円
変更（追加）申請額	金	円

※ 添付書類

- （1）追加分活動計画書（別紙様式＝1）
- （2）追加分事業にかかる経費支出予定書（別紙様式＝2）
- （3）変更後収支予算書

別記様式第5号（第9条関係）

長岡京市指令福高第 号
年 月 日

やすらぎクラブ長岡京
会長 様

長岡京市長

やすらぎクラブ長岡京補助金交付変更（追加）決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、やすらぎクラブ長岡京補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

既交付決定額 金 円

変更後交付決定額 金 円

別記様式第6号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

やすらぎクラブ長岡京
会長

やすらぎクラブ長岡京補助事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知をうけた標記の補助金についての補助事業を終了したので、やすらぎクラブ長岡京補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 活動内容報告書（別紙様式＝3）
- (3) 事業にかかる経費支出書（別紙様式＝4）
- (4) 収支決算書

年度 活動内容報告書

事業の名称	
事業の結果概要	
事業の実施時期	
事業の実施場所	

(注1) この報告書は、別表1の区分中、「事務局運営費」及び「特別事業分」について記入するものです。なお、「特別事業分」については、それぞれの事業につき別葉としてください。

(注2) この報告書にかかる経費については、別紙様式＝4の事業にかかる経費支出書を併せて提出してください。

別紙様式＝ 4

事業にかかる経費支出書

事業の名称			
実施期間			
所要額	区 分	対象経費支出額	積算内訳
	経費の項目別記入		
合 計			

(注) 必要に応じて領収書を添付してください。

別記様式第7号（第11条関係）

長岡京市指令福高第 号
年 月 日

やすらぎクラブ長岡京
会長 様

長岡京市長

やすらぎクラブ長岡京補助金確定通知書

年 月 日付長岡京市指令福高第 号で交付決定したやすらぎクラブ
長岡京補助金ついて、やすらぎクラブ長岡京補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第8号（第12条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

やすらぎクラブ長岡京
会長

やすらぎクラブ長岡京補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、やすらぎ
クラブ長岡京補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

別記様式第9号（第13条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

やすらぎクラブ長岡京
会長

やすらぎクラブ長岡京補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、やすらぎクラブ長岡京補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1	交付決定額（a）	金	円
2	既交付済額（b）	金	円
3	今回請求額（a - b）	金	円

4 概算交付が必要な理由

5 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

別表 1

補助金交付対象一覧表

区 分	対 象 経 費 ・ 事 業 等
(2) 一般運営分	やすらぎクラブの運営に当たって必要な一般的経費を対象とする。
(2) 事務局運営費	やすらぎクラブ事務局の設置、運営に必要な人件費、一般運営分に含まれない特別な経費 ⑤ 臨時職員賃金 ⑥ 電話、ファックス通話料 ⑦ 特別事業に含まれない郵送料 ⑧ その他必要と認められるもの
(3) 義務的負担金	① 乙訓老人クラブ連絡協議会負担金 ② 京都府老人クラブ連合会負担金 ③ その他必要と認められるもの
(4) 特別事業分	特に指定（事前協議）した事業で、老人クラブの活性化、社会的事業を目的としたもの ⑩ 活動別リーダーの育成事業 ⑪ 女性役員・リーダーの育成事業 ⑫ 外部指導者等招聘促進事業 ⑬ 他世代との交流促進事業 ⑭ 会員以外の参加促進事業 ⑮ 広報・加入促進事業 ⑯ 情報提供・相談活動 ⑰ 地域的モデル的活動促進事業 ⑱ その他特に必要と認められる活動

別表 2

補助金交付対象別補助額

区 分	補助金算定基準	備 考
(1) 一般運営分	①基準額 194,000 円 ②加算額 72 円×(4月1日現在の加入人数)	
(2) 事務局運営費	①臨時職員賃金 市予算に定める額	
	②事務用備品購入費 契約額	
	③電話通信料 市予算に定める額 ④郵送料 市予算に定める額 ⑤その他必要なもの 市予算に定める額	
(3) 義務的負担金	市予算に定める額	
(4) 特別事業分	事業実施協議に基づく市予算に定める額	